

稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)

(機械)

図 面 目 録					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
M-01	特記仕様書(機械設備)-1	N / S	KM-01	解体工事特記仕様書(機械設備)	N / S
M-02	特記仕様書(機械設備)-2	N / S	KM-02	衛生器具・空調換気機器表(既設)	N / S
M-03	特記仕様書(機械設備)-3	N / S	KM-03	1階給排水設備平面図(既設)	A1 1/50 A3 1/100
M-04	特記仕様書(機械設備)-4	N / S	KM-04	2階給排水設備平面図(既設)	A1 1/50 A3 1/100
M-05	配置図・案内図	A1 1/400 A3 1/800	KM-05	R階給排水設備平面図(既設)	A1 1/50 A3 1/100
M-06	衛生器具・空調換気機器表(更新)	N / S	KM-06	1階空調換気設備平面図(既設)	A1 1/50 A3 1/100
M-07	1階給排水設備平面図(更新)	A1 1/50 A3 1/100	KM-07	2階空調換気設備平面図(既設)	A1 1/50 A3 1/100
M-08	2階給排水設備平面図(更新)	A1 1/50 A3 1/100			
M-09	R階給排水設備平面図(更新)	A1 1/50 A3 1/100			
M-10	1階空調換気設備平面図(更新)	A1 1/50 A3 1/100			
M-11	2階空調換気設備平面図(更新)	A1 1/50 A3 1/100			
M-12	1階家庭科教室(教師用調理台)(更新)	A1 1/10 A3 1/20			
M-13	1階家庭科教室(生徒用調理台)(更新)	A1 1/10 A3 1/20			

令和8年度

名護市教育委員会 教育施設課

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】

沖縄県土木建築部

令和8年7月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名

： 稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)

(2) 工事場所

： 名護市字我部祖河地内

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(m2)	消防法施行令別表第一
13号棟	RC造2階	428.96	7項
計		428.96	

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	13号棟		屋外
空調設備	○		
換気設備	○		
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備	○		
給水設備	○		
排水設備	○		
給湯設備	○		
消火設備	○		
ガス設備	○		
厨房機器設備			
浄化槽設備			
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事	○		
発生材処理	○		
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和8年8月1日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和8年8月1日 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版) (以下「標準仕様書」という。), 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版) (以下「改修標準仕様書」という。) 及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版) (以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版) 及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の(. . .)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)	工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市字我部祖河地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー1	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	—	
概要			図面番号	M- 01
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称 有限会社 Casa Plus 資格者氏名 一級建築士 177506号知名 政春 登録番号 事務所登録番号 153-2941号 所在地 沖縄県宜野湾市上原1-10-3

○ 19 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険	○ 26 情報共有システムの使用	(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ◎ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定す(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	2 配管材料(2.1.2)	管材は別表－2による。ただし、図示されたものを除く。 ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。																																																														
	(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。		本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。	4 保温工事(3.1.1)		図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。																																																													
○ 20 ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	27 標識その他(1.7.4)	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。	5 塗装(3.2.1)	露出部分は全て塗装を施すこと。																																																														
	○ 21 機材の品質等(1.4.2)	※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	○ 28 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。	○ 6 仮設工事(4.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で (※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																									
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																
22 技能士(1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空調調和機器施工(冷凍、空調調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業)	○ 29 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。	7 土工事(4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)()																																																														
23 化学物質の濃度測定(1.5.10)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													○ 30 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。	○ 8 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																																														
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																																
24 技術検査(1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。()	31 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。	空気調和設備工事																																																															
○ 25 完成時の提出図書(1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。	○ 32 墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。	1 空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。																																																														
	35 その他	※	○ 33 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。	2 制気口	図示されていない制気口の材質は(・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。																																																													
		共通工事		3 ダクト(1.14.3)	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ)工法とする。																																																														
		1 総合試運転調整等(1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録	4 ダクト付属品	風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト																																																														
				5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内()</th></tr><tr><th></th><th>温度(℃)</th><th>湿度(%)</th><th>温度(℃)</th><th>湿度(%)</th></tr><tr><td>夏季</td><td>33</td><td>70.6</td><td>26</td><td>50</td></tr><tr><td>冬季</td><td>13.4</td><td>55.9</td><td>22</td><td>40</td></tr></table>		外気		室内()			温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)	夏季	33	70.6	26	50	冬季	13.4	55.9	22	40																																										
	外気		室内()																																																																
	温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)																																																															
夏季	33	70.6	26	50																																																															
冬季	13.4	55.9	22	40																																																															
				6 その他	※																																																														
				<table><tr><td>工事名称</td><td>稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和 8 年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td>名護市宇我部祖河地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">特記仕様書(機械設備)－3</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>名護市教育委員会 教育施設課</td><td>縮尺</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>概要</td><td colspan="2">図面番号</td><td colspan="2">M- 03</td></tr><tr><td rowspan="4">検印</td><td>管理建築士</td><td>設計</td><td>製図</td><td rowspan="4">設計者</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>名称</td><td>有限会社 Casa Plus</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td>一級建築士 177506号 知名 政春</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>登録番号</td><td>事務所登録番号 153-2941号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>所在地</td><td>沖縄県宜野湾市上原1-10-3</td></tr></table>		工事名称	稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)	工事年度	令和 8 年度		工事場所	名護市宇我部祖河地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)－3		発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺			概要	図面番号		M- 03		検印	管理建築士	設計	製図	設計者															名称	有限会社 Casa Plus						資格者氏名	一級建築士 177506号 知名 政春						登録番号	事務所登録番号 153-2941号						所在地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3
工事名称	稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)	工事年度	令和 8 年度																																																																
工事場所	名護市宇我部祖河地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)－3																																																																
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺																																																																	
概要	図面番号		M- 03																																																																
検印	管理建築士	設計	製図	設計者																																																															
					名称	有限会社 Casa Plus																																																													
					資格者氏名	一級建築士 177506号 知名 政春																																																													
					登録番号	事務所登録番号 153-2941号																																																													
					所在地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3																																																													

別表－1（関連工事との取り合い）

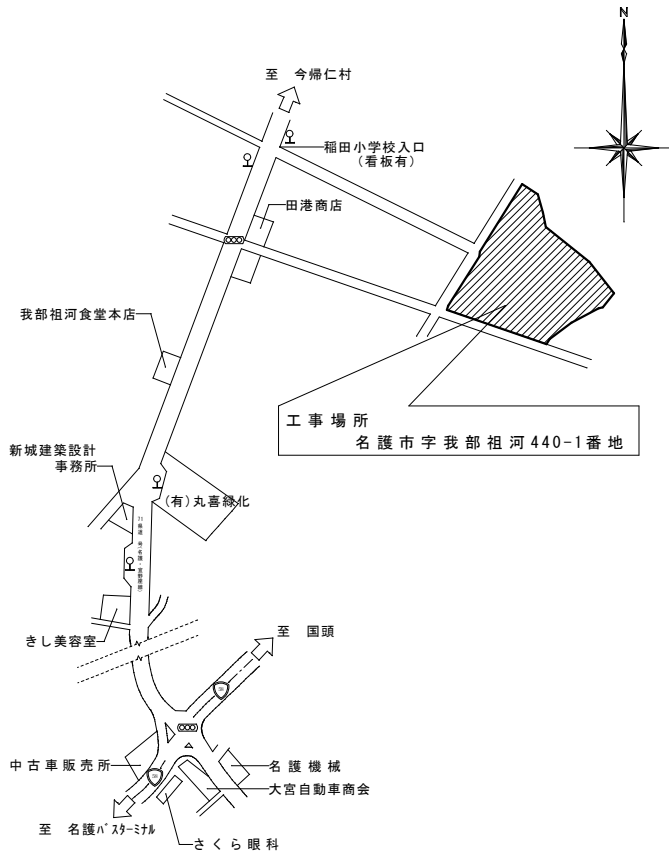
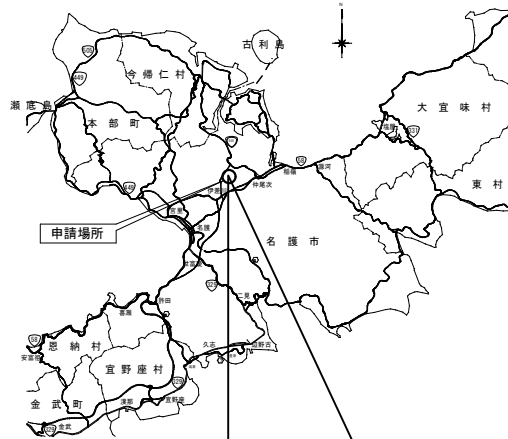
工事内容		本工事 機械	別途工事 電気 建築	
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・
	下地組み、ボード類切り込み （吹出口、吸込口、消火栓等）	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
外気取付ガ拉里	ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	
	上記の配管、配線	・	※	
自動制御	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
	電源供給	・	※	
浄化槽	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの1次側電気工事	・	※	
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・	
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・		※
	立て樋接続用埋設横引管	・		※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）	・		※
	上記の配管接続	※		・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※		・
身障者用手すり	衛生器具回り	※		・
	その他手すり	・		※
		・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

別表－2（管材）

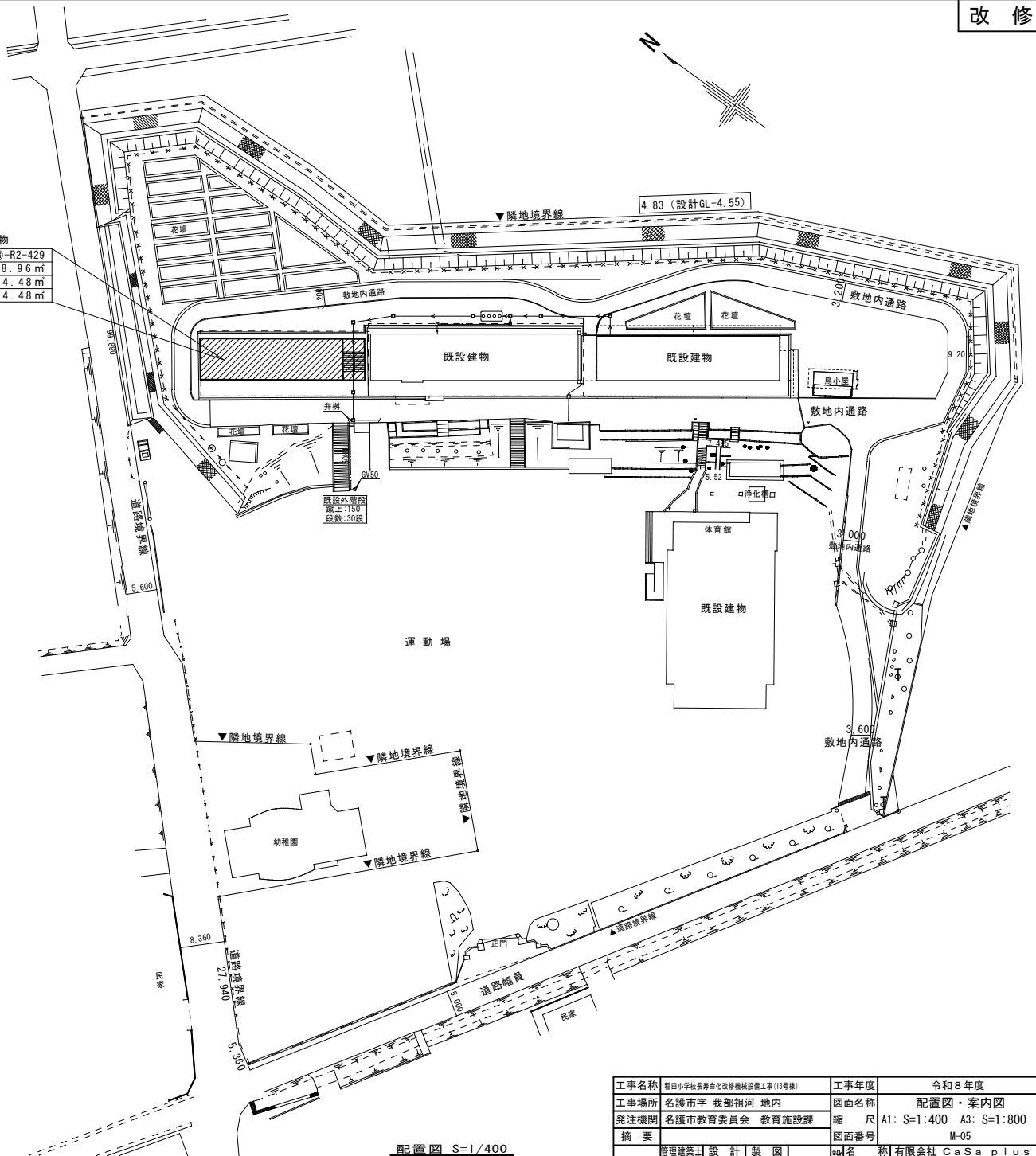
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	冷媒・被覆銅管[露出:保温化粧ケース]
	機械室・便所配管	冷媒・被覆銅管[露出:保温化粧ケース]
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	冷媒・被覆銅管[露出:保温化粧ケース]
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HI-VP)
	機械室・便所配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HI-VP)
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HI-VP)
	地中配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HI-VP)
給湯管	屋内一般配管	架橋ポリエチレン管+さや管
	機械室・便所配管	架橋ポリエチレン管+さや管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	架橋ポリエチレン管+さや管
	地中配管	架橋ポリエチレン管+さや管
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
通気管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
ガス管	屋内一般配管※直床スラブ埋込	ポリエチレン被覆銅管(PLP)
	機械室・便所配管	ポリエチレン被覆銅管(PLP)
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	ポリエチレン被覆銅管(PLP)
	地中配管	ポリエチレン被覆銅管(PLP)
特記事項		
※ 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。		
※		

工事名称	稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市宇我部祖河地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－4	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺		
概要				図面番号	M- 04	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社 Casa Plus
					資格者氏名	一級建築士 177506号 知名 政春
					登録番号	事務所登録番号 153-2941号
					所在地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3



案内図 NOSCALE

※耐震改修対象建物
既設建物 ⑬-R2-429
特別教室棟 428.96㎡
1F 214.48㎡
2F 214.48㎡



配置図 S=1/400

工事名称	福田小学校長寿会化改修機械設備工事(13号棟)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市宇 我部祖河 地内	図面名称	配置図・案内図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1: S=1:400 A3: S=1:800
摘 要		図面番号	M-05
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	有限会社 CaSapius
		資格者氏名	知名 政春 一級建築士 第177506号
		登録番号	事務所登録 第153-2941号
		所在地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3

衛生器具一覧表(更新)

番号	品名	重量(kg)	JIS記号	品番(相当品)	備考	工事区分	1階			2階		合計
							家庭科教室	手洗い場	足洗い場	手洗い場	足洗い場	
1	洗濯用流し	20.7		TOTO：SK507/TKS05316J	洗濯用流し/壁付シングル混合栓	設備工事	0					0
				LIXIL：S-21S/SF-WM432SY	バックハンガー、壁止金具、壁排水金具							
2	横水栓		13-F7	TOTO：T200ESNR13C	横水栓（送り座付）	設備工事		5		5		10
				LIXIL：LF-7RE-13-U								
3	自在水栓		13-F5	TOTO：T130AUN13C	自在水栓	設備工事			1		1	2
				LIXIL：LF-12-13-U								
4	洗濯機用水栓			TOTO：TW11R	洗濯機用横水栓	設備工事	1					1
				LIXIL：LF-WJ50KQA								
5	ガスヒューズコック			：LB型		設備工事	7					7
				：								
6	ガス給湯器			リンナイ：RUX-A2403A	屋外壁掛側方排気排気式24号	設備工事	1					1
				ノーリツ：GQ-2437WS0	台所リモコン、各安全装置共							
7	教師用調理台			Nishio：NKT-13.B	ガスステップコンロ、折畳み式混合水栓	設備工事	1					1
				：	大型ゴミカゴ付排水トラップ、AC電気コンセント							
8	生徒用調理台			Nishio：NKS-8MS.B	ガスステップコンロ、折畳み式混合水栓	設備工事	6					6
				：	大型ゴミカゴ付排水トラップ、AC電気コンセント							

空調機器一覧表(更新)

記号	機種	台数	定格冷却能力(kW)	定格消費電力(kW)	定格加熱能力(kW)	定格消費電力(kW)	冷媒管サイズ	備考	型名(参考相当品番)	階数	部屋名	タイプ	単相100V	単相200V	3相200V
ACP-1	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1組	20	8.62	—	—	9.5/15.9・9.5/25.4	既設再利用品	ACRB22437M	1F	家庭科室	天吊り型			○
ACP-2	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	12.5	4.57	14	3.71	9.5/15.9	既設再利用品	RCSA14033M	1F	音楽室	天吊り型			○
ACP-3	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	16	5.85	18	6.56	9.5/19.1	既設再利用品	SHYP160C	2F	図書室	天吊り型			○
ACP-4	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	10	2.77	11.2	2.70	9.5/15.9	既設再利用品	RPC-GP112RSH7	2F	図書室	天吊り型			○
ACP-5	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	2	7.1	2.30	8.0	2.37	9.5/15.9	新設	SZRH80BYV	2F	多目的室	天吊り型		○	
WR-1	ルームエアコンディショナ(空冷式)ドレンUP（付属品）	1	2.2	0.58	2.2	0.47	6.4/9.5	新設	S224ATES-W	2F	放送室	壁掛け型		○	

特記事項

- 1)パッケージエアコンディショナ（空冷式）能力及び消費電力は、JIS B 8616に規定された定格条件による。
2)新設機器は、ワイヤードリモコンスイッチ、標準パネル（4方向）付属品。（既設再利用品は既設を流用）
3)室外機は防錆処理を施すこと・ゆにてつくす・ニチポー（5年保証を提出）。
4)室外機は台風対策として転倒防止用SUS製ワイヤー掛けとする。
5)冷媒管の内外露出部分はスリムダクト化粧カバー押えとする。
6)室外機に基盤はヤモリガード対応とする。
7)新設機器は、室外機基礎コンクリートは緑石2二次製品とする。（既設再利用品は既設を流用）
8)空調冷媒管は、天井内温度差で結露が想定される時は断熱処理を施すこと。

換気機器一覧表(更新)

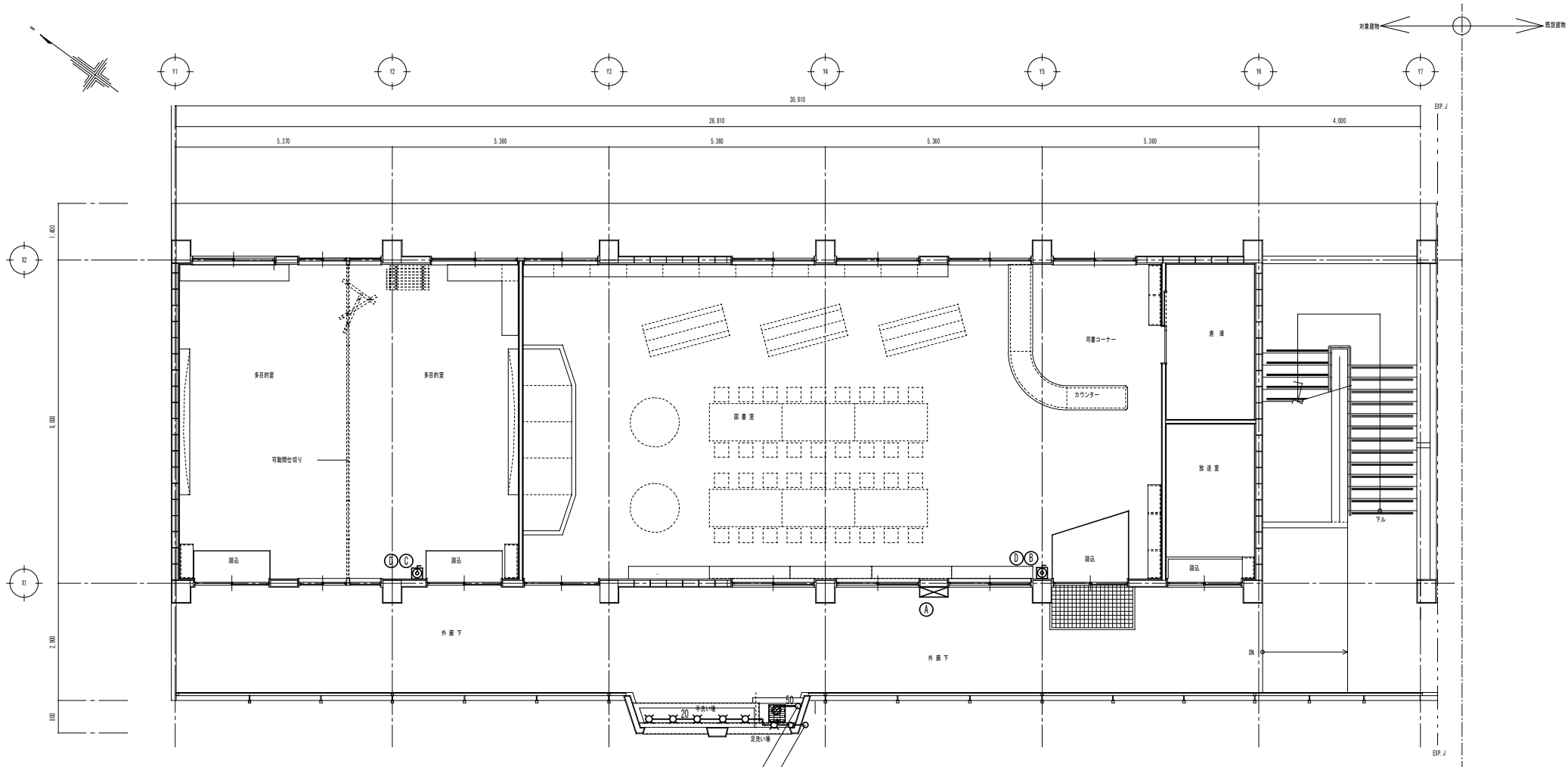
記号	機種	台数	風量(m3/h)	定格消費電力(W)	インダルト交換冷房時(%)	インダルト交換暖房時(%)	型名（三菱電機）	階数	部屋名	タイプ	機外静圧(pa)	単相100V	単相200V
FE-1	天井埋込型換気扇/湿度スイッチ	1	360	49	-	-	VD-20ZC14/FS-10HE3	1F	準備室	天埋(AC)	30	○	
	天井埋込型換気扇/湿度スイッチ	1	360	49	-	-	VD-20ZC14/FS-10HE3	1F	倉庫	天埋(AC)	30	○	
FE-2	天井埋込型換気扇（台所用）	4	300	40	-	-	VD-18ZP13	1F	家庭科教室	天埋(AC)	30	○	
FE-3	天井埋込型換気扇/湿度スイッチ	1	140	23	-	-	VD-15ZC14/FS-10HE3	2F	倉庫	天埋(AC)	30	○	
FE-4	天井埋込型換気扇	1	60	9.3	-	-	VD-10 Z C 14	1F	放送室	天埋(AC)	30	○	
FE-5	パイプファン	1	80	6.5	-	-	V-12PSD8	1F	音楽室	天埋(AC)	20	○	
	パイプファン	2	80	6.5	-	-	V-12PSD8	2F	多目的室	天埋(AC)	20	○	
	パイプファン	2	80	6.5	-	-	V-12PSD8	2F	図書室	天埋(AC)	20	○	
SA-1	給気口（防虫網付）	5			-	-	P-18WQU	1F	音楽室・家庭科教室	壁			
	給気口（防虫網付）	4			-	-	P-18WQU	2F	多目的室・図書室	壁			
SA-2	給気口（防虫網付）	2			-	-	P-18GS3	1F	準備室・倉庫	天井			
	給気口（防虫網付）	1			-	-	P-18GS3	2F	放送室	天井			

特記事項

- 1)排気ファンの風量及び及び消費電力はJIS C 9603に規定された数値とする。
2)（換気扇コントロールスイッチは電気工事）
3)パイプフードはステンレス+指定色粉体焼付塗装とする。

工事名称	稲田小学校長寿命化改修機械設備工事（13号棟）				工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市宇我部祖河地内				図面名称	衛生器具・空調換気機器表(更新)	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課				縮尺	A1：S=N A3：S=N	
摘要					図面番号	M-06	
検印	管理建築士	設計	製図		名称	有限会社CaSa plus	
					資格者氏名	知名 政春 一級建築士 第177506号	
					登録番号	事務所登録 第153-2941号	
					所在地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3	

	記号	仕 様	数量
新 設→	Ⓐ	パッケージ型消火設備（ＳＵＳ製） 露出型・総合盤付	1
既設利用→	Ⓑ	業務用消火器（ＡＨＢ-６Ｐ）	2
取付	Ⓓ	消火器格納箱（鋼板製） 露出型	2

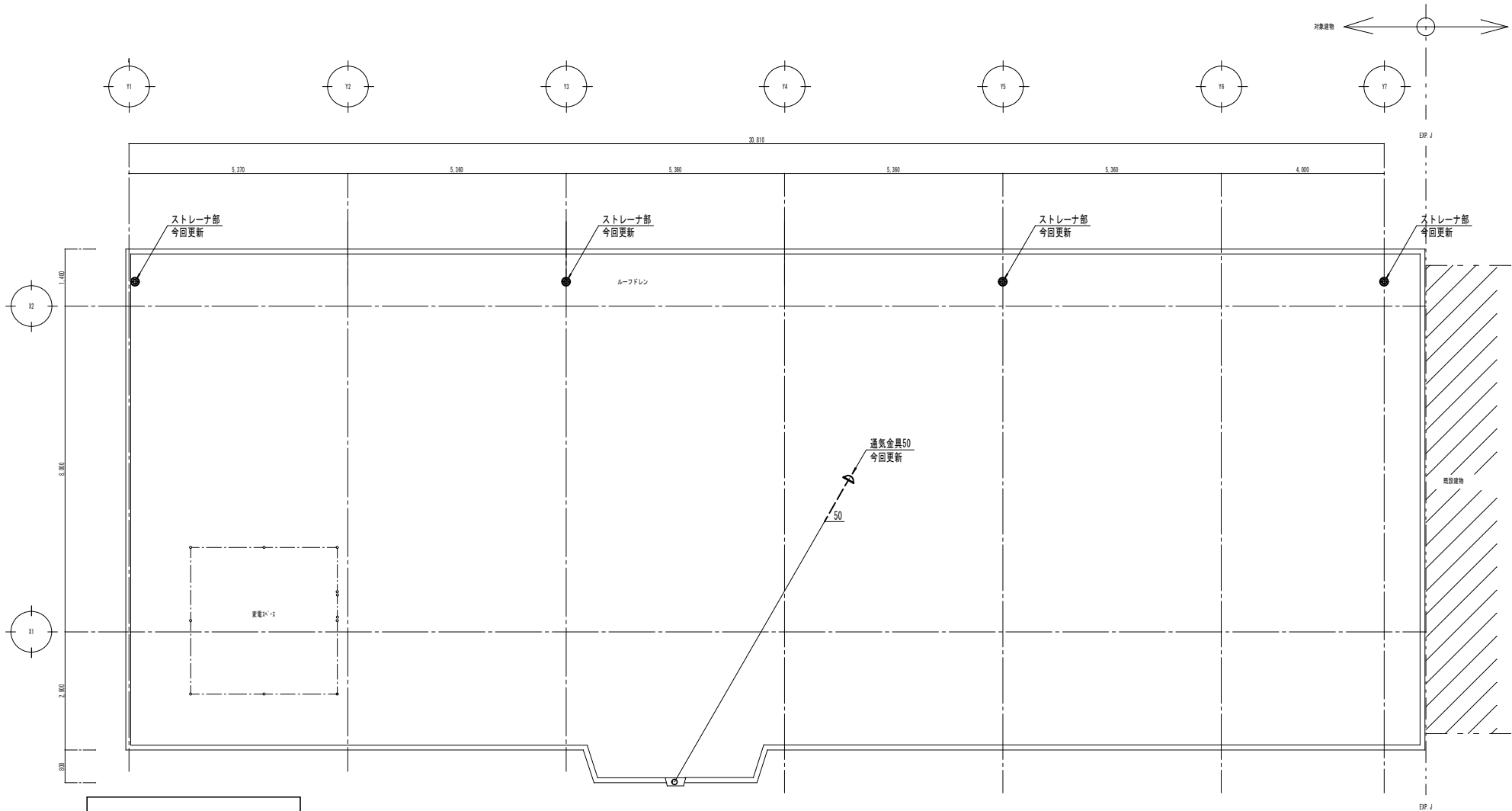


■今回工事で撤去更新

記号	仕 様	数量
新設→ 既設利用→ 取付 新設→ A	パッケージ型消火設備(SUS製) 露出型・総合盤付	1
B	業務用消火器(AHB-6P)	1
C	業務用消火器 ABC6型	1
D	消火器格納箱(鋼板製) 露出型	2

2階給排水設備平面図 S=1/50
(更新)

工事名称	稲田小学校長寿化改修機械設備工事(13号棟)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市字 我部祖河 地内	図面名称	2階給排水設備平面図(更新)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1: S=1:50 A3: S=1:100
摘 要		図面番号	M-08
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	有限会社 CaSa plus
		資格者氏名	知名 政春 一級建築士 第177506号
		計 登録番号	事務所登録 第153-2941号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3



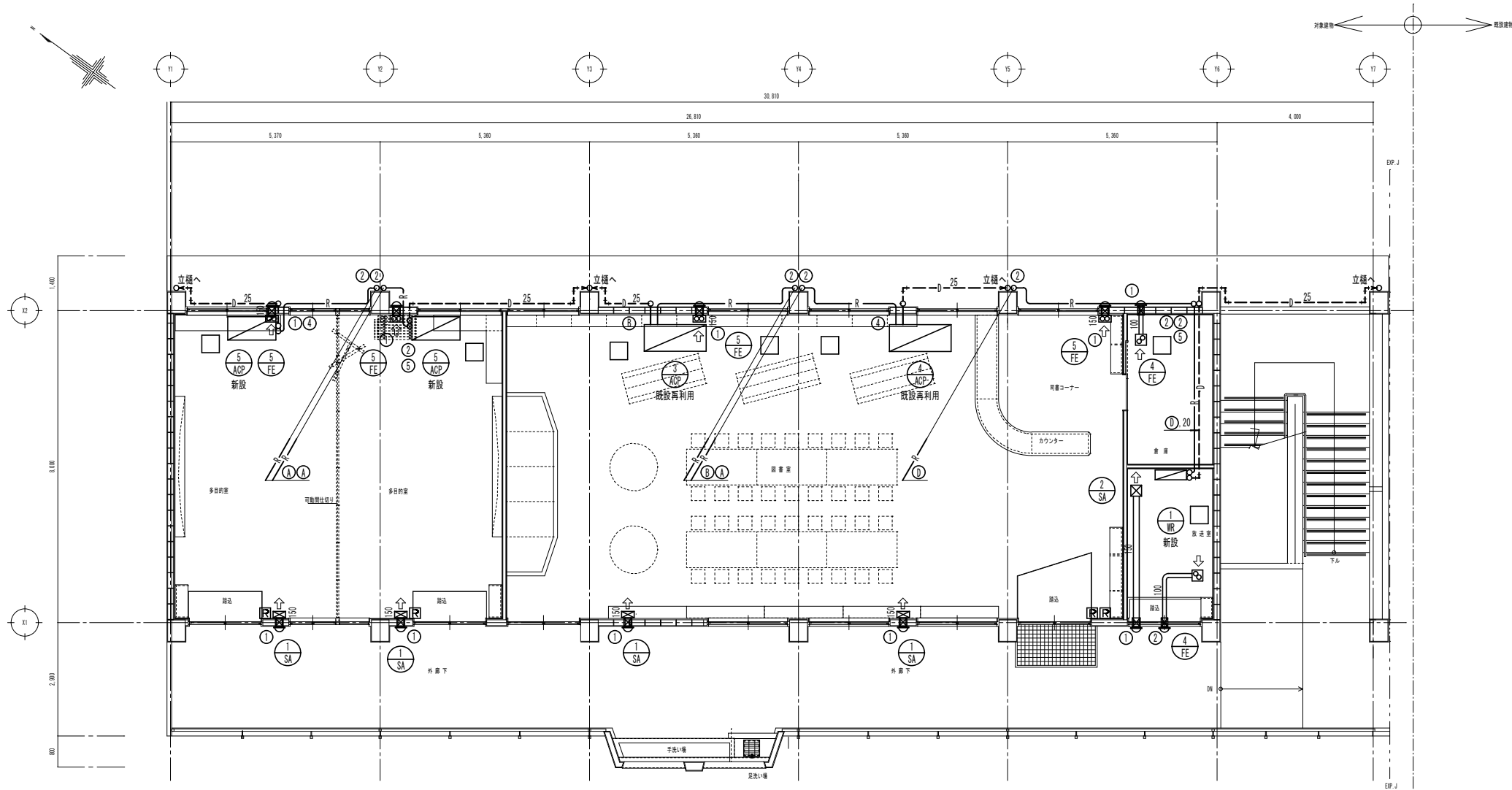
■今回工事でストレーナ更新



■今回工事で通気金具更新

R階給排水設備平面図 S=1/50
(更新)

工事名称	稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市字 我部祖河 地内	図面名称	R階給排水設備平面図(更新)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	A1: S=1:50 A3: S=1:100
摘要		図面番号	E-09
検印	管理建築士 設計 製図	役名	有限会社 CaSaPlus
		資格者氏名	知名 政春 一級建築士 第177506号
		登録番号	事務所登録 第153-2941号
		所在地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3



記号	仕様	数量
①	機械はつり(ダイヤモンドカッター) 100~150mm、175mm	9
②	機械はつり(ダイヤモンドカッター) 100~150mm、125mm	9
③	既設孔 150mm 利用	0
④	既設孔 100mm 利用	2
⑤	クーラースリーブ φ100 取付	2

※冷媒配管サイズ、ドレン管は図示に依る。

冷媒記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	9.5	15.9
②	9.5	19.1
③	9.5	25.4
④	6.4	9.5

※冷媒管、ドレン管はスリムダクト収納

2階空調換気設備平面図 S=1/50
(更新)

凡例

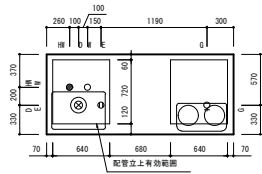
Ⓜ・・・空調機ワイヤードリモコン(既設再利用)※多目的室は新設とする。

□・・・天井点検口(建築工事)

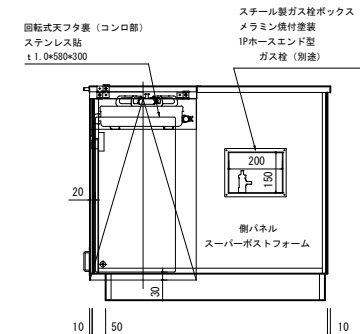
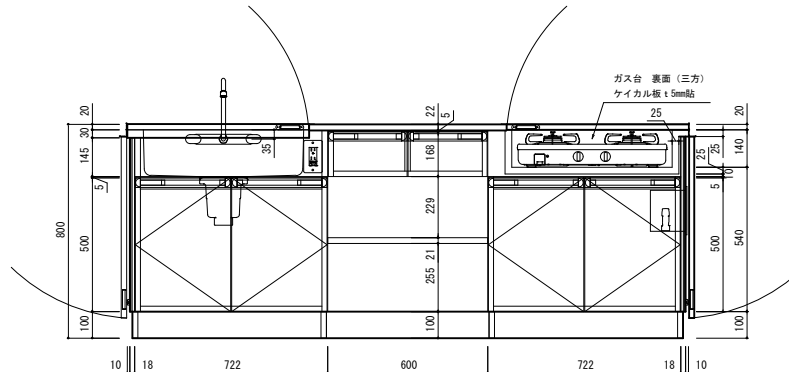
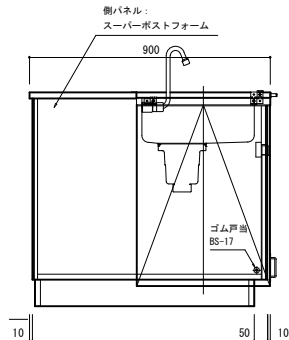
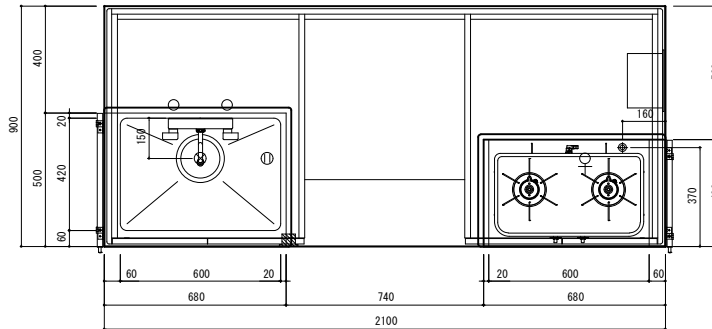
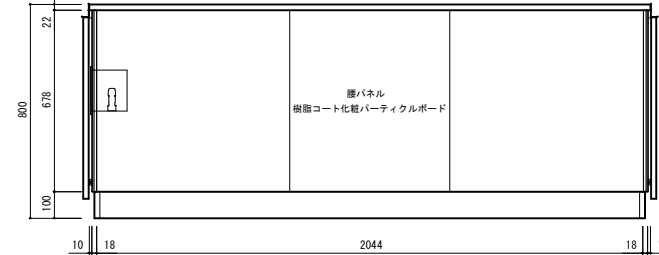
工事名称	稲田小学校長寿命化改修機械設備工事(13号棟)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市宇 我部祖河 地内	図面名称	2階空調換気設備平面図(更新)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1: S=1:50 A3: S=1:100
摘要		図面番号	M-11
検印		設計者氏名	知名 政春 一級建築士 第177506号
		登録番号	事務所登録 第153-2941号
		所在地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3

記号	給水	給湯	排水	ガス	電気
○	●	⊗	⊙	⊕	⊖

床立上は、凡+100以下としてください。
給排水、電気、ガスに関する附帯工事は別途となります。



配管立上り図 S=1/30



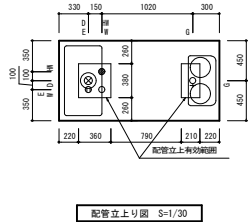
品名	教師用調理台	品番	NKT-13.B
仕 様			
天 板	メラミン化粧板貼 (下地合板) 木口: ABSエッジ±2.0mm貼 (グレー色)		
天フタ (回転式)	表・裏面: メラミン化粧板貼 (下地合板) 木口: ABSエッジ±0mm貼 (グレー色) 裏面一部: ステンレスSUS430 ±1.0mm貼 屏風丁番、引手食物		
シンク	ステンレス SUS430 ±1.0mm 表面仕上: #400 (D=170)		
ガス台	ステンレス SUS430 ±1.0mm 表面仕上: #400		
本体主材	側パネル: スーパーポストフォーム加工 (R8mm) 内部: 樹脂コート化粧MDFフラッシュ 取外し式地板: 樹脂コート化粧MDF±4mm (ビス止) ガス台裏面 (三方): ケイカル板±5mm貼		
開 戸	樹脂コート化粧パーティクルボード 木口: シート貼 スライド丁番 (キャッチ付)、品名差付ラインハンドル		
引 出	口板: 樹脂コート化粧パーティクルボード 木口: シート貼 底板、先板: 樹脂コート化粧パーティクルボード 側板兼用鋼製スライドレール、品名差付ラインハンドル (奥行=400mm)		
固定棚	樹脂コート化粧MDFフラッシュ 木口: 樹脂シート±1.0mm貼 (奥行=600mm)		
台 輪	ポリ合板貼 (樹脂製 コーナーガード付)		
附 属 器 具			
2口ガステーブルコンロ	PA-29B (バロマ)		1
ガス消費量	都市ガス (13A) 5.80kW LPガス 5.75kW		
折畳み式混合水栓	NKWC-65B		1
大型ゴミカゴ付排水トラップ	N-148Ps		1
AC電気コンセント (EET付)	AC-2P (NN11329)		1

1階家庭科教室 (教師用調理台) S=1/10
(更新)

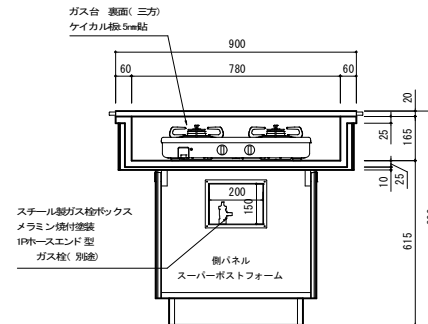
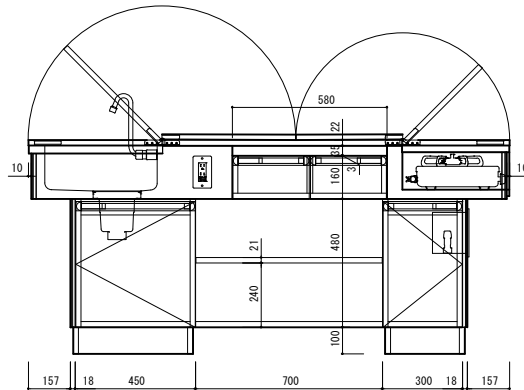
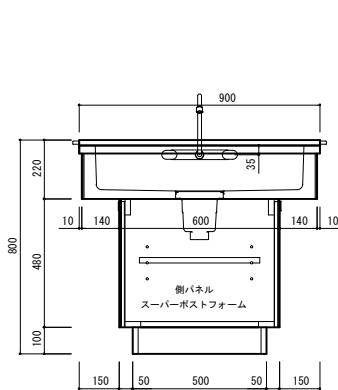
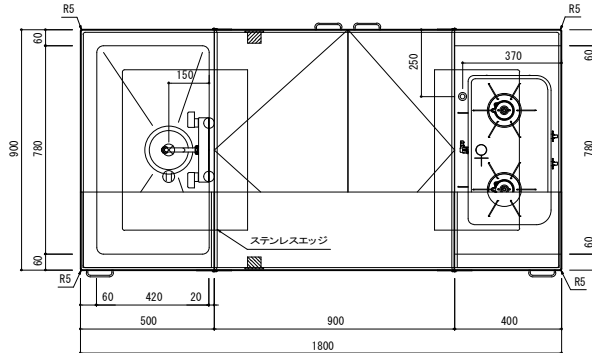
工事名称	福田小学校長養育化改修機械設置工事 (12号機)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市字 我部祖河 地内	図面名称	1階家庭科教室 (教師用調理台) (更新)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1: S=1:10 A3: S=1:20
摘 要		図面番号	M-12
検 印	管理建築士 設 計 製 図	図 名	有限会社 Casa plus
		資格者氏名	知名 政春 一級建築士 第177506号
		登録番号	事務所登録 第153-2941号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3

略記号	給水	給湯	排水	ガス	電気
	○	●	⊗	○	⊕

※床立上は、FL-100以下としてください。
給排水、電気、ガスに関する附帯工事は別途となります。



配管立上り図 S=1/30



品名	仕様	品番
生徒用調理台		NKS-8MS.B
天板	メラミン化粧板貼 (下地合板) 木口: ABSエッジ 2.0mm貼 (グレー色)	
天フタ (回転式)	表面: メラミン化粧板貼 裏面: ステンレス SUS430 t 1.0mm (木口巻込み) 表面仕上: #400 SUS回転丁番、引手金物	
シンク	ステンレス SUS430 t 1.0mm 表面仕上: #400 (D=170)	
ガス台	ステンレス SUS430 t 1.0mm 表面仕上: #400	
本体主材	側パネル: スーパーボストフォーム加工 (R8mm) 内部: 樹脂コート化粧MDFフラッシュ 取外し式地板: 樹脂コート化粧MDF t 4mm (ビス止) ガス台裏面 (三方): ケイカル板 15mm貼	
開戸	樹脂コート化粧パーティクルボード 木口: シート貼 スライド丁番 (キャッチ付)、品名差付ラインハンドル (奥行=400mm)	
引出	口板: 樹脂コート化粧パーティクルボード 木口: シート貼 底板、先板: 樹脂コート化粧パーティクルボード 側板兼用鋼製スライドレール、品名差付ラインハンドル (奥行=400mm)	
棚板	樹脂コート化粧MDFフラッシュ 木口: シート貼 (奥行=450mm) 棚ダボ φ9 (3段)	
台輪	ポリ合板貼 (樹脂製コーナガード付)	
附 属 器 具		
2ツロガスステップコンロ	PA-29B (パロマ)	1
ガス消費量	都市ガス (13A) 5.80kW LPガス 5.75kW	
折畳み式混合水栓	NKW-658	1
大型ゴミカゴ付排水トラップ	N-14BPs	1
AC電気コンセント (EET付)	AC-2P (OMN11329)	2

1階家庭科教室 (生徒用調理台) S=1/10
(更新)

工事名称	短田小学校長寿倉庫改修機械設置工事 (13号棟)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市字 我部祖河 地内	図面名称	1階家庭科教室 (生徒用調理台) (更新)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1: S=1:10 A3: S=1:20
摘 要		図面番号	M-13
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者 氏 名	有限会社 CaSaPlus
		計 算 者 氏 名	知名 政春 一級建築士 第177506号
		登録番号	事務所登録 第153-2941号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市上原1-10-3